

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和元年 7 月 31 日付けでした重度心身障害者手当受給資格消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 10 年以上診ている精神科医の所見では、（請求人は）強度行動障害で、薬物投与で抑えており該当するとの事。また、面接時に、母親が体調不良で入院を控え、本人を目の前にしてマイナス面を伝えるのを避けたことから、（面接時の医師からの）質問に対して補足したい旨がある。（請求人の）自傷、他害、器物損壊、パニック、飛び跳ね、飛び出し、危険の認知、通所や身辺自立に向け配慮等、身体的には問題がないように思われるが、常時、何をするか予測不可能のため観ている状況である。

(2) 審査医の診断書には、以下のとおり、内容に誤りがある。

大人しく着席とあるが、事前に準備をしたからであり、途中で眉間に皺を寄せ不機嫌になっている。

簡単に指示にも応じとあるが、指示をしても理解不能であり、パニックの原因となるため、指示はしない。

トイレはほぼ自立とあるが、毎朝起床時に排便があり、手伝っている。また、2～3時間毎にトイレへの声掛けも必要である。

入浴は、温度や洗い流す動作ができないから、一部介助ではなく全介助である。

危険物の認知は可能とあるが、最も重要な誤りであり、一人では通所しておらず、朝は、母親が毎日、後ろを追って行く。信号のない横断歩道は渡れず、信号が青になっても、6～7秒は動けない。また、パニック時には寝転がったり、走ったりするので危険である。通所先は特例での通所であり、毎日、ヘルパーさんが迎えに行くことからしても、一人で歩くことができるような状況ではなく、危険物の認知が可能の訳がない。

自宅でパニックを起こさないも誤りであり、不安定な時期は毎日、自傷、他害がある。

夜に目を覚ますことはあるが、じっと布団で横になっているとあるが、じっとはしておらず、シクシクと涙を流す日もあれば、「あー」と大声で泣き叫び、足をバタバタと蹴り、怒りを露に出す時もある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 2 年 2 月 2 1 日	諮問
令和 2 年 6 月 2 5 日	審議（第 4 4 回第 3 部会）
令和 2 年 7 月 3 0 日	審議（第 4 5 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 処分庁は、必要があると認めたときは、重度手当の受給者が、現に、条例別表に定める程度の重度の障害の状態にあるか否かについて判定を受けさせることができるとされている（条例 5 条 2 項）ところ、その認定手続は、所長が上記判定を行った後、その判定結果を処分庁に報告し（規則 7 条 1 項及び 2 項）、処分庁は、所長の報告に基づいて受給資格の有無を認定することとされ、その具体的な取扱いについては、東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和 4 8 年 8 月 1 日 4 8 民障福第 4 2 5 号民生局長決定（以下「本件要領」という。））によるものとされている。
- (2) そして、重度手当の支給要件については、条例別表に定める程度の障害のいずれかに該当することが必要とされているところ（条例 2 条）、請求人については、重度の知的障害を有すると認められるものの、身体の障害を有するとは認められないため、条例別表二及び同三には該当しないことから、条例別表一に定める程度の障害（重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの）に該当するか否かに関して、受給資格の判定が行われたものである。
- (3) 本件要領によれば、「手当の支給の対象となる重度心身障害者

とは、心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者をいう。すなわち、一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いとされた重度心身障害者ともいうべき者」とされている（本件要領第2・3・(1)）。そして、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護をいう」ものとされている（本件要領第2・3・(2)）。

- (4) また、本件要領によれば、条例別表一に規定する対象者は、「重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する者」で、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にある者とされている（本件要領第2・3・(3)）。

そして、本件要領第2・3・(3)・イに規定する「適応行動面で著しい障害」とは、具体的には、次の（ア）から（ウ）に掲げるものをいうとされている（東京都重度心身障害者手当における障害要件について（平成11年3月18日付10福障在字第1238号。東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。))。

（ア）問題行動

- ・激しい自傷、他害、器物損壊など

- ・ 著しい不潔行為（便こね、放尿等）
- ・ 異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動
- ・ 激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）
- ・ 日常生活に支障をきたす程のこだわり
- ・ 睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り

(イ) 精神症状

- ・ 躁鬱の波が激しい
- ・ 分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下
- ・ 強迫行動のため日常生活に支障をきたす

(ウ) 難治性のてんかん

(5) なお、本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針となるべきものである。

2 これを本件についてみると、前述のとおり、所長は、〇〇医師が作成した本件診断書に基づき本件判定書を作成し、規則7条2項による判定結果の報告を、処分庁に対して行ったことが認められる。

そうすると、請求人が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件判定書に反映されている本件診断書に記載された請求人の知的障害及び精神症状の状況により、条例別表に定める程度の障害があるか否かを検討して行うのが相当と解される。

(1) 本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる。」（別紙2・1）とされているものの、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有するとは認められない。」（別紙2・2）との診断がなされている。

(2) そこで、まず、請求人の知的障害及び精神症状についてみると、本件診断書の「知的障害及び精神症状についての所見」（別紙2・3）欄には、「食事は箸やスプーンで食べる。」、「トイレはほぼ自立。」、「更衣はボタンまで可能。」、「入浴や歯磨きは—

部介助。」と記載されていることから、請求人が、「必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」にあるとまでは認めることはできない。

また、上記所見（別紙２・３）欄には、「危険物の認知は可能で、屋外では信号も分かる。」、「通所先へは、朝徒歩３０～４０分かけて単独で通い、帰りはヘルパーと帰ってくる。」、「手順やスケジュールなどにこだわりあり。」、「作業所で思いを伝えられないとパニックとなり、大声をあげて周りの物や人を押しってしまうが、３カ月に１回ほどしかなく、自宅ではパニックは起こさない。」、「夜に目を覚ますことはあるが、じっと布団で横になっている。」、「いずれも常時複雑な配慮を要するような著しい精神症状や問題行動には至らず、てんかん発作も無い。」と記載されていることから、請求人が、「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」にまでは至っているとは認められない。

そうすると、請求人は、本件要領第２・３・(3)ア又はイのいずれかの状態にある者とはいえず、常時複雑な介護（介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護。本件要領第２・３・(2)）を必要とするような程度に至っているとまでは認めることは困難であるというほかない。

したがって、請求人が、「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」（条例別表一）とは認められないとする〇〇医師の診断（別紙２・２）に、格別不合理な点は認められない。

- (3) 以上のことから、請求人は、条例別表一に定める、重度の知的障害を有するものの、「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」に該当するとまで認

めることは困難であり、請求人は重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であることから、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、第3のことから、本件処分は違法、不当であると主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、重度手当の受給資格に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであるところ、本件診断書に記載されている〇〇医師の診断に格別不合理な点は認められず（上記2・(2)）、当該診断に基づいてなされた本件処分は、上記2のとおり、違法又は不当なものではないと認められる。

- 4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2（略）